

大月市

農業委員会だより

No. 22



《温室の中で出荷を待つシクラメン》

全国へ花々を届ける

花き栽培は、大月市では主要な農産物の一つです。七保町下和田で園芸用の花き栽培を行う矢頭恵造やとうけいぞうさんの農園では、主にナデシコとシクラメンを栽培し、出荷しています。特に、シクラメンは、1月の種まきから始まり、12月の出荷まで1年掛かりの栽培となります。

愛情をかけ、たくさんのおぼみをつけたシクラメンは、冬の家庭を彩る花として、東京や名古屋へ出荷され、全国へ届けられています。

矢頭さんは、20歳から園芸の道に入り40年以上、花き栽培一筋にやっこられました。大月市内では、多くが兼業農家や退職後の就農者である中、数少ない専業農家です。

今も、400坪（1,300㎡）の敷地にあるビニールハウスの温室4棟では、色とりどりの花々が出荷の時を待っています。

「私がここで農業を始めたときは、大月市にも専業農家も何名かいたが、今は農業だけで生活している人は数えるだけになってしまった。花は、嗜好品であるため、景気に左右される。今は、農業だけでやっていくのは大変だけど、大月市でも農業で生活できるようになればいいと思う。」（矢頭さん）



農地パトロールを実施しました
利用状況調査結果

【令和元年大月市利用状況調査結果】 (単位：ha)

地区名	耕作中	再生可能	再生困難	その他	計
笹子	21.4	2.7	17.5	11.5	53.1
初狩	37.3	4.8	23.8	12.0	77.9
真木	34.5	7.1	49.4	10.1	101.1
大月	16.5	4.3	11.7	12.1	44.6
賑岡	65.4	10.1	34.6	20.9	131.0
七保	54.7	13.0	49.5	31.0	148.2
瀬戸	31.2	10.8	50.7	69.2	161.9
猿橋	67.5	11.7	73.3	34.2	186.7
富浜	62.8	18.0	34.2	26.2	141.2
梁川	40.0	8.1	47.2	26.5	121.8
合計	431.3	90.6	391.9	253.7	1,167.5
割合	36.9%	7.8%	33.6%	21.7%	100.0%

【表の見方】

- 耕作中 …農地が整備され、草刈り耕うん等の保全管理がされている状態。梅や柿などの果樹栽培も含まれます。
- 再生可能…多年草が繁茂し、耕作されていない状態。農業用機械を使い再生することが可能な農地。いわゆる遊休農地です。
- 再生困難…放置され、成木が生え山林原野化した状態。農地に戻すことが困難な状態。
- その他 …無断転用されている状態。進入路がなく調査できない農地。道路・河川・鉄道等の公共用地など

農業委員会では、平成28年から農地の利用状況を調査してきました。その間、再生可能な農地所有者に対して、農地の利用意向をお聞きする調査を行うとともに、適正な農地管理をお願いしてきました。また、山林化した農地には「非

農地通知書」を順次送付してまいりました。昨年に比べ、遊休農地に対し、草刈り等を行い、利用可能な状態で管理する農地の増加傾向が見受けられる一方、作付けされずにいる農地は増える傾向にあり、後継

者不足は進行していると思われるものと、また、鳥獣被害の報告は減ることがなく、イノシシに荒らされた畑や、収穫前の畑を荒らされ耕作意欲を失ったという話を耳にします。

そのような中、大月市内で新たに農業を始めたいという人も少しずつですが増えてきました。今後、農業法人等による大規模な農地集約がされ、耕作放棄地が解消することに期待します。

新たに農業を始めて
七保町 坂本 勝史さん

七保町林の坂本さんは、自営業を営む傍ら、3,000㎡ほどの農地を耕作しています。農業を始めたのは60歳を過ぎてからで、耕作されない農地を何とかしたいと思ひ、始めたということでした。

栽培している作物は、少量ながら多品種にわたり、ナス、ネギ、ダイコン、ニンジンなど30品種ほど。中には、シウウガやコリンキー(サラダかぼちゃ)など市内では珍しい品種にも挑戦しています。

「最近では火を入れず、サラダ感覚

で食べられる野菜が人気です。」という事です。

収穫物は、都留市や小菅村の道の駅に出荷しているそうです。坂本さんに農業に対する思いをお聞きしました。

「現在、大月市の農業の担い手は、我々のような団塊の世代が中心で、若い世代が続いてこないのが残念である。今は、市外の直売所へ出荷しているが、大月で採れたものを市外に出荷するのは、心苦しい。市内で農作物の受け皿があればいいと思う。」

大月市内の農業者は、自家消費が多いが、多少でも収入となり、儲かる農業となれば、中山間でも耕作放棄地は減っていくと思う。「収穫に合わせ、計画的に種まき、作付けをし、売れる作物を育てる。努力と研究を惜しまず、日々畑に立つ坂本さんでした。」



小林市長に意見書を提出

令和2年3月2日、農業委員会しむらよしみつの志村喜光会長と小林良次会長こばやしりょうじ職務代理が、小林信保市長を訪ね、大月市の農業行政に対する意見書を提出しました。

小林市長は、平成26年から農業委員であった経験があり、農業行政に関心が深く、今後の方針に参考にしていただくよう、農業委員会の意見を提言しました。



意見書の内容は、農業委員会で毎年実施している農地の利用状況調査の結果と農業者から寄せられる相談などから、大月市の農業が抱える問題点について。

- ①後継者問題
 - ②耕作放棄地の問題と実情
 - ③鳥獣被害状況
 - ④農業収入の課題
- を挙げ、その問題への対策として、農業委員会から市の農業振興に対する検討をお願いしました。

- ①鳥獣対策の拡充
- ②新規就農者や法人への助成制度
- ③農産物の出荷先の確保
- ④観光と農業の結び付け

2020年は、東京五輪や大型ホテル建設などにより市を訪れる人は増大すると思われるため、この機を逃さないためにも、ここでの意見書の提出となりました。

志村会長から、各農家が抱える問題点、特に鳥獣被害と後継者問題についての実情を述べ、市長自身もイノシシ解体の体験や本市農業の課題等について話をされました。

小林市長からも、今後の農業行

政に生かせるよう検討したい、という回答をいただきました。

県外先進地外視察研修の報告 農業委員 佐藤 孝義

令和元年11月28日、信州の富士見町へ県外視察研修を実施しました。目的は、県外の農業先進地を視察することで、本委員会の活動の指針とするためです。

富士見町は、人口1万4,500人。面積は大月市の約半分だが、農地面積は大月の倍近くあり、広大で整備された農地が目につきました。

午前10時に素晴らしい庁舎に到着した我々は、富士見町農業委員会の皆さんから話を伺いました。

農業が盛んな富士見町でも、農業従事者の高齢化と後継者の減少により遊休農地が増え、問題となっていた、ということでした。

そのような中、町の取り組みとして「農業で人口減少を抑える」「農業で公益を創出する」ことを掲げ、「法人の誘致」「新規就農者への助成」「レタスの産地化」「水田の再基盤整備」等を進めたそうです。また、カゴメ野菜生活ファームの



企業を誘致し、50名以上の雇用と年間3万人の観光客誘致を目指している、ということでした。

また、本市でも問題となっている鳥獣害対策について、同じ中山間地域として「毎年被害の実態調査」を行い、「町全体の囲い込み」「山林と農地間の伐採」等を行っているが、一番大切なことは地域の人たちの意欲の維持だということでした。

有意義な研修の後、話題となったカゴメ野菜生活ファームの工場見学と「道の駅」を見学し、大月市でも大規模な農業法人や出荷先の確保は、必要だと感じました。

これからも農業委員会として与えられた環境の中で精いっぱい努力していきたいと思われました。

農業委員・農地利用最適化 推進委員を募集します

市農業委員会等に関する法律の改正により、委員の選定方法が選挙制から市長の任命制に変わり、3年の任期が令和2年7月までとなり、ここで改選が行われます。

【推薦・応募方法】

候補者は、地区等からの推薦、農業に係る団体からの推薦、立候補のいずれかです。

【推薦・応募書類の配布・提出先】

応募要項、応募用紙は、大月市農業委員会のホームページからダウンロード、または農業委員会事務局（花咲庁舎2階）にて配布いたします。

提出は、大月市農業委員会事務局へ、持参してください。

○応募期間

令和2年4月13日（月）～

5月1日（金）

○選定方法

農業委員会選定委員会にて審査
市議会にて承認

○任期

令和2年7月20日～

令和5年7月19日

農業委員

募集人員 14名

主な仕事

- ① 農地利用最適化の推進
- ② 農地の貸借・売買の許可
- ③ 農地の転用に関する意見
- ④ 毎月の総会への出席及び現地調査

農地利用最適化推進委員

募集人員 概ね10名

主な仕事

- ① 担当地区にて農地利用の最適化のための現場活動
- ② 耕作放棄地の発生防止
- ③ 担い手への農地の集積
- ④ 必要に応じて各種会議への出席

担当地区

笹子・初狩
真木・大月
賑岡・七保
瀬戸・猿橋
富浜・梁川

各1名

農業委員会からお願い

農地は、日本の食糧を支えるための大切な土地です。そのため、固定資産税の優遇など保護されている一方で、農地法により売買や貸借、農地以外の目的で使う転用が制限されています。売買、貸借、転用をお考えの方は必ず農業委員会へ申請してください。

農地と知らずに家を建ててしまった等お困りの場合も、農業委員会にご相談ください。

申請が必要な事項

- 農地の売買・貸借・贈与
- ・ ・ ・ 農地法3条の申請

○ 農地の転用（農地以外に利用）

- 自分の農地を転用したい
- ・ ・ ・ 農地法4条の申請
- 農地を売買して転用したい
- ・ ・ ・ 農地法5条の申請

届出が必要な事項

- 相続により農地を取得

いずれの申請書も、農業委員会で配布します。大月市農業委員会のホームページからでもダウンロードが可能です。

編集後記

昨年は、猛暑と台風の災害に悩まされた1年でした。収穫を控えた稲が倒されるなどの被害にあらう農家もあり、自然を相手にする農業の大変さを痛感しました。

我々23期農業委員会も今年の7月までの任期となります。その間、市全体の農地のパトロールや現地調査などを通じ、市内の農業が抱える問題、鳥獣被害や後継者問題の実態を目の当たりにし、何か対策をしなければと考えることが、しばしばありました。その一方、農業で頑張ろうという人にも接してきました。工夫をすれば、大月市の農業はまだまだ生かせると思います。

2020年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、市内にも大型ホテルが建設されます。人の流れが大きく変わる1年だと思います。この波に乗り、市内農業が変わってくれることを祈ります。

●発行 大月市農業委員会

●編集 農業委員会だより編集委員会

委員会 ☎(20)1836

fax(20)1533

(農業委員会事務局)